定　　款

株式会社シモジマ

定　　款

第 1 章　総　　則

（商　号）

第 1 条　　当会社は、株式会社シモジマと称し、英文では SHIMOJIMA Co.,Ltd.と表示する。

（目　的）

第 2 条　　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1．下記の用品の製造販売および輸出入

一．包装用品、包装機器

二．文房具、手芸用品、事務用品、事務用機器

三．店舗用室内装飾用品

四．ポスター、カード、提札、ラベル等の販売促進用品

五．その他各種用品

2．下記の用品の販売および輸出入

一．玩具、花火、日用品雑貨、ルームアクセサリー、インテリア、書籍

二．店舗用什器備品

三．食品、菓子、飲料水、酒類、塩、煙草

四．塗料、建築用金物、日曜大工用品、機械工具

五．鞄、袋物、衣料品雑貨、小間物、履物

六．化粧品、衛生用品、医薬品、医療部外品、健康食品、健康機器、計量器

七．ペット用品、園芸用材料、肥料、飼料

八．食器、厨房器具、厨房用品

九．その他各種用品

3．下記の業務

一．カタログおよびインターネットによる通信販売

二．インターネット上でのショッピングモールの開設および管理

三．インターネットでの広告

四．コンピューターのソフトウェアの制作および販売ならびにリース

五．各種情報提供サービス

六．店舗およびオフィスに関する広告、宣伝、印刷およびその企画業務ならびに指導

七．フランチャイズ事業による店舗の運営に関する教育、指導

八．店舗設計、開発、施工の管理および運営の指導

九．前各号の業務を目的とする企業に対する経営指導

十．融資および融資の斡旋

十一．物流・倉庫業

十二．労働者派遣業

十三．切手、収入印紙の販売
十四．生命保険の募集
十五．損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
十六．航空機の所有、リース、売買および管理
十七．各種教室および講座等、スクール・カルチャー等に関するビジネス
十八．再生エネルギーによる電力会社への売電
十九．飲食業
二十．修理業
二十一．古物の売買業
二十二．クリーニング業
４．機械器具等のリース業およびレンタル業
５．不動産の賃貸
６．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第 ３ 条　　当会社は本店を東京都台東区に置く。

（機　関）
第 ４ 条　　当会社は、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）
第 ５ 条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 ２ 章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第 ６ 条　　当会社の発行可能株式総数は、67,000,000 株とする。

（自己株式の取得）
第 ７ 条　　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 ８ 条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利制限）

第 ９ 条　当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．単元未満株式の売渡しを請求する権利

（単元未満株式売渡し請求）

第１０条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、買増しという）を当会社へ請求することができる。

（株主名簿管理人）

第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

（株式取扱規程）

第１２条　株主名簿および新株発行予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株 主 総 会

（招集の時期）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にその都度取締役会の決議に基づいて招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第１５条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長とする。

② 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が当たる。

（電子提供措置等）

第１６条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１７条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第１８条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、予め当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１９条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第２０条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

（取締役の選任決議）

第２１条 当会社の取締役は株主総会の決議により選任する。

② 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２２条　取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

③　増員により選任された取締役の任期は､他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２３条　当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

②　当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から社長１名をおき、必要に応じて会長１名、副会長１名、副社長、専務取締役、および常務取締役若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２４条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故のある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役があたる。

（取締役会の招集手続）

第２５条　取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

第２６条　取締役会の決議は､取締役の過半数が出席し､出席取締役の過半数をもってこれを行う。

②　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこのかぎりでない。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名捺印または電子署名を行う。

②　取締役会の議事録は、議事の日から 10 年間本店に備え置く。

（取締役の責任限定）

第２８条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会規程）

第２９条　取締役会に関する事項については、法令または定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第３０条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 5 章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第３１条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任決議）

第３２条　当社の監査役は株主総会の決議により選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととする場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④　前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）

第３４条　常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

（監査役の責任限定）

第３５条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会の招集手続）

第３６条　監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期日を短縮することができる。

（監査役会の決議方法）

第３７条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

（監査役会の議事録）

第３８条　監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名捺印または電子署名を行う。監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

（監査役会規程）

第３９条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第４０条　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第６章　計　　算

（事業年度）

第４１条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（期末配当の基準日）

第４２条　当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

（中間配当の支払）

第４３条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間等）

第４４条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　前項の金銭には利息をつけない。

発　　効　　平成　３年　４月　１日

一部変更　　平成　３年　６月２０日

一部変更　　平成　５年　６月２８日

一部変更　　平成　６年　６月３０日

一部変更　　平成　７年　６月２８日

一部変更　　平成　８年　６月２７日

一部変更　　平成１０年　６月２６日

一部変更　　平成１１年　６月２９日

一部変更　　平成１２年　６月２９日

一部変更　　平成１４年　６月２７日

一部変更　　平成１５年　６月２７日

一部変更　　平成１６年　６月２９日

一部変更　　平成１８年　６月２８日

一部変更　　平成２１年　６月２４日

一部変更　　平成２６年　６月２４日

一部変更　　平成２８年　６月２４日

一部変更　　平成２９年　６月２７日

一部変更　　平成３０年　６月２６日

一部変更　　令和　４年　６月２３日